

**[書評] 岡村明達・片桐誠士・保田芳昭編『現代日本の流通政策』（森下二次也監修『講座現代日本の流通経済』第四巻）**

その他のタイトル	[Book Review] A. Okamura, S. Katagiri and Y. Yasuda (eds.), Distribution Policy in Modern Japan
著者	三国 英実
雑誌名	関西大学商學論集
巻	29
号	6
ページ	704-718
発行年	1985-02-25
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00020732">http://hdl.handle.net/10112/00020732</a>

## 【書 評】

岡村明達・片桐誠士・保田芳昭編

## 『現代日本の流通政策』

(森下二次也監修『講座現代日本の流通経済』第四巻)

三 国 英 実

## 1. 本書の目的と構成

本書は流通経済研究会創立10周年記念事業として刊行された5巻構成の『現代日本の流通経済』の第四巻として出版されたものである。まず、本講座の全体の監修者である森下二次也は、この講座の基本目的は、「戦後日本資本主義、とくにいわゆる高度成長期と今日にいたるまでの低成長期における、商業、マーケティングを含む流通経済の現状を総合的かつ科学的に分析することにある」として、次の三点にその研究の意義を示している。すなわち、第1に、現代国家独占資本主義下において、とくに流通労働者、中小商人、消費者大衆による、現代流通にかかわる諸問題の科学的解明への社会的要請に応えること、第2に、現代流通経済分野での理論的研究のいっそうの発展に貢献すること、第3に、日本資本主義分析の如上の弱点を補完し、その内容をさらに豊富なものにすること、にあるとしている。

さて、こうした全巻を通じての目的・意義をもった講座の中で第四巻『現代日本の流通政策』はいかなる位置にあるか。第四巻の編者によると、戦後の流通分野における独占資本主義的再編には国家独占資本主義的流通政策が作用していたことを看過できない、という認識のもとで、これまで「科学的な流通政策論といえるものはいまだ存在しない今日、戦後日本の流通政策の

態様を歴史的かつ多角的に、国内政策とともに国際政策をも分析することは社会的要請であるし重要な研究課題である」としている。また、「独占本位の流通経済政策、つまり、効率化、大型化、システム化を志向する流通近代化政策の民主的転換の方向を提起することは、抑圧と収奪にさらされた流通分野の労働者、中小零細商人、および消費者地域住民の生活と営業、権利と福祉を守り発展させるためにも重要な課題」であるとしている。こうした立場から、本書の内容は以下のような課題と執筆者によって構成されている。

- 第1章 現代日本資本主義と流通政策（岡村 明達）
- 第2章 流通近代化の政策と論理（片桐 誠士）
- 第3章 流通システム化政策の矛盾とその限界（合力 栄）
- 第4章 流通政策の国際的側面（中村 雅秀）
- 第5章 流通政策と独占禁止政策（佐々 由宇）
- 第6章 流通政策としての大型店規制（西本 良行）
- 第7章 農水産物の流通政策（市川信愛，宇野史郎）
- 第8章 都市政策と流通政策（保田 芳昭）
- 補論1 西ドイツの商業政策（鈴木 武）
- 補論2 現代フランスの小売商業政策（白石 善章）

これらの論文は、今日の流通政策について広汎な問題を分析しているが、ここでは、この第四巻を通して共通の論点と思われる課題を四点にしぼって、内容を紹介することにする。すなわち、第1に、高度成長の過程で推進された流通近代化政策、流通システム政策の性格をどうとらえるかということである。第2に、流通過程での独占支配が強化された段階において、独占禁止法と大型店規制のもつ意義・役割についての検討である。第3に、高度経済成長が破綻し、低成長のもとで、流通政策がいかなる変容を示しているか、都市政策と流通政策とのかかわり等の問題である。第4に、流通政策の展望にかかわる問題として、「80年代の流通産業ビジョン」の性格と、これに対抗する流通政策の民主的転換の方向についてである。これらの論点について、本書で解明された点について紹介するとともに、最後に、今後に残さ

れたいくつかの課題についてふれてみたい。

## 2. 流通近代化政策の展開とその性格

日本における第二次大戦後の流通政策の展開過程について、岡村明達は社会政策的な中小商業保護を建前とする時期、高度成長以降の生産と消費を結ぶ流通部門全体の「効率化」を促進する産業政策の時期、大型店紛争以後の混迷期の三期に区分されるとしているが、この時期区分については本書の各論者の共通の認識でもある。ただし、高度成長期の流通近代化政策については、これを60年代の近代化政策の時期と、60年代後半から70年代にかけて推進された流通システム化の時期に分けて考察されている。

まず、日本における国家独占資本主義的流通政策は、流通近代化政策として1960年以降本格的に展開する。1960年は日米新安保条約が締結され、経済史からみても「貿易、為替の自由化計画大綱」「国民所得倍増計画」が閣議決定され、日本は本格的な経済国際化と高度成長の時期に入った年である。戦後復活した独占資本が、1955年以降高度蓄積を展開するが、1960年以降はさらにその高度蓄積を補完するために、1961年の農業基本法、1963年の中小企業基本法が制定され、農業、中小企業、流通部門の構造改革と近代化政策が推進される。流通近代化政策も、こうして重化学工業化を基軸とする独占資本の強蓄積を補強する日本国家独占資本主義の産業政策の一環に組み込まれていく。

したがって、流通近代化政策の基本的な性格は、独占資本の強蓄積に必要な条件整備、すなわち、産業独占の形成にともなう大量生産体制に必要な大量販売システムの確立、中小商業自体の再編「合理化」と大規模小売商業の進出と育成促進、大量販売に必要な物的流通条件の整備を国の政策として推進することにある。そして、この流通近代化の代表的理論として登場するのが林周二の流通革命論である。この流通革命論に対しては、片桐誠士が、二点の性格づけを行っている。すなわち、①流通革命のめざすところは拡大した生産に見合うだけの経路の拡大、近代化をはかり、生産段階での生産性向

上をまっとうさせることによって、いっそうの経済成長を実現すること、②大量生産の先進国であるアメリカをモデルに合理性、経済性、規格化、標準化といった大量生産の論理を流通面、消費面に導入すべきだという判断である。こうして、1960年代に展開した流通近代化政策は、この時期までの商業政策がそれなりにもっていた「中小商業保護」という社会政策的性格が大きく後退し、「生業的経営の軽視」と「大型小売店舗の育成」へと転換するのである。かくして、この流通近代化政策のもとで、これまで中小商業が支配的な分野であった流通部門においても商業資本の集積・集中が進展し、独占的商業資本の形成と支配がいちだんと強化されていくのである。

ところで、流通近代化政策は1960年代後半より70年代にかけて流通システム化政策へと移行するが、この流通システム化を必要とする根拠について、合力栄は「規模の利益を目的とする合理化・近代化は、その成果が個別企業に帰属しても、国民経済的な流通機構ないし流通組織全体の流通効率にはなりえず、そこで政策課題は流通セクター全域における流通活動の能率的遂行という視点からの流通システム化へ移行した」としている。また、柏尾昌哉は流通システム化構想の登場した背景として、①独占企業集団の生産段階における流通合理化の達成は、必然的に販売過程の徹底した流通合理化を要求すること、②独占企業の活発化したマーケティング活動が、能率的体系的な垂直的流通体制を必要としたが、商業大型化路線による横断型流通体制支援だけでは、むしろ対抗面が多く、十分この要請に答えられなかったこと、③都市計画の施行と新たな交通体系の出現により全国的な流通計画化が可能となり、公的負担で流通センターなどの設置が可能となったこと、④商業大型化路線にたいする中小商業や地域住民の反抗が強まったことから、反対運動や消費者運動を刺激しないような政策への変更が必要となったこと、をあげている。

ところで、この流通システム化政策は、①流通活動の機能高度化、②流通活動の生産性向上、③市場構造の高度化、④有効競争の促進の四点に集約される理念をもっているが、ここでとくに重視すべきは④の有効競争の促進で

ある。片桐誠士が紹介・批判している佐藤肇の「流通産業革命論」もこの「有効競争の促進」を理論的にうらづけようとする内容になっている。すなわち、多元的な生産＝流通システムが相互に競争し、共存する関係の中に近代的で合理的な流通機構のあり方を求めており、また、流通システム化政策においても、システム間競争の中により高次元の有効な競争が促進されるものとみている。しかし、有効競争は、産業独占であれ商業独占であれ、その独占的制限行為を規制して、はじめてその成果を期待しうるものであり、民間レベルでの垂直統合を機能高度化として促進する流通システム化政策では、その成果を期待できないことは自明である。

かくして、合力栄は流通システム化政策の性格について、独占資本が最大利潤の獲得を目的として、商品の流通経路を支配し、その縦断的統合をはかるが、流通システム化はこうした流通機構を積極的に作り出す役割を果たすものであり、独占資本が市場の操作支配によって価値実現を容易にし、それをより安定的かつ確定的にするという意味で国家機構と独占資本との結びつきを示す一典型であると指摘している。また、物価問題の抑制手段であるはずの流通システム化政策が、流通の垂直的統合による管理価格を促進するという矛盾に逢着するにいたることを指摘している。

流通システム化政策がこのように独占資本による流通支配をよりいっそう補強するものであるからには、これによって、ますます排除・支配される中小企業・消費者大衆との対立を深めずにはおかない。従って、国家独占資本主義的流通政策は、今日の段階では、西元良行が指摘するように、独占資本の利潤獲得を増大させるという方向と勤労消費者と中小商業との対立を包摂しながら、危機に傾いた国家独占資本主義体制を護持させるという方向、という二つのねらいをもって展開しつつあるといえよう。以下、独占禁止政策と大規模小売店規制に、今日の国独資的流通政策の性格と特徴をみることにしよう。

### 3. 流通政策と独占規制

本書では具体的な流通政策として、主として独占的産業資本の流通支配が対象となる独占禁止法と、小売部門での独占的商業資本の流通支配が対象となる大型店規制問題がとりあげられている。すでにみたような、日本における国家独占資本主義的流通政策の展開過程において、これら二つの流通政策はどのような変質をたどっているであろうか。

まず、独占禁止政策は、第二次大戦後の財閥解体、農地改革、労働三法制定など一連の経済民主化政策の一環として、1947年の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」として成立する。しかし、戦後2、3年でアメリカ占領軍の占領政策が日本を反共の防波堤とするための独占復活政策へと転換し、独禁政策はその障害となり、その後の産業合理化政策では、通産省の行政指導による勧告操短、独禁法適用除外立法、不況カルテル、合理化カルテルの容認、公正取引委員会の弱体化などによって独禁政策はいちじるしく後退させられる。さらに、1960年以降の流通近代化政策、官民一体の流通システム化政策のもとでは、独禁政策は無力化し、独占資本の支配体制が強化されていった。その後、1973年の石油ショック、狂乱物価を契機に消費者運動をはじめとする国民の独占批判の世論のもり上がりのもとで、原価公開規定・価格の原状回復命令規定などは削除されるが、独禁法の改正強化が勝ちとられていく。その後、独禁政策は流通部門にも適用が強化されていくことになる。

他方大型店規制については、戦後の独禁法公布にともない旧百貨店は廃止になるが、独禁法の緩和後退という状況のもとで、中小小売業者の運動がもりあがり、1956年に新百貨店法の制定をみる。この新百貨店法の制定は独占資本主義段階における社会的弱者からの営業制限の要求の妥当性を政府が公式に認めた点で画期的である。しかし、1960年以降の流通近代化政策のもとで、小売商業部門に新たに進出するスーパーマーケットなど新大型小売店に対して、これを「大量生産や消費の高度化に即応し、また生産性向上の要請

にかなったもの」(1965年「中期経済計画」)として、積極的な育成強化の方針がとられた。その結果、60年代から70年代にかけて、大都市ばかりでなく、中小都市にまで、大型スーパーチェーンの進出と支配が進展する。こうして、「擬似百貨店」の出現が社会問題となる。しかし「擬似百貨店」は「流通近代化の旗手」として高く評価される状況のもとで、1973年に許可制である百貨店法は廃止になり、事前審査付届出制で、「事実上の大型店進出促進法である」大店法が制定された。大店法成立後も中小小売商の危機的状況が、いちだんと深まり、1978年には大店法の改正も行われるが、改正大店法のもとでも、大型店と中小小売商の調整は難航し、出店紛争は社会問題化していくのである。

以上二つの政策の展開には、戦後民主化の過程での独占規制、高度成長期の独占規制の緩和、そして独占資本支配に伴う新たな社会問題の発生と独占規制の必要性という共通した特徴がみられるが、現段階における流通政策として、これらの二つの政策をどのように評価できるであろうか。

まず、佐々由宇の「流通政策と独占禁止政策」により、対流通独禁政策についてみると、公正取引委員会が本格的に流通規制問題を取り上げるのは、独占資本による反社会的行動が社会問題化する1970年代後半からである。すなわち、1978年に公取委の私的諮問機関として独占禁止法研究会が設置され、1981年には公取委取引部長の私的諮問機関として流通問題研究会が設置され、一連の流通実態調査を実施し、問題点の洗い出し、結果にもとづく個別指導、各種法令の整備・拡充、各種ガイドラインの作成等による流通系列化に伴う各種の不当行為に対する規制対策を講じるのである。例えば、ヤミ再販に対する規制、テリトリー制に対する排除勧告、三越事件にみられるバイイングパワーに対する立入検査と取引公正化の指導などである。

ところで、公取委のこうした予防行政措置にもかかわらず「日常の取引において欺瞞的商法は頻発しており、また、法の抜け道を探り、あるいは違法を承知のうで秘密裡に不公正な取引方法を用いようとする企業は跡を断たない状態」にある。したがって、公取委の行為規制は、「流通業界・製造分

野における寡占化のさらなる進行をある程度抑制しえても、すでに確立された寡占状態をより競争的状态に回復させるにはほとんど効果がない。」とみている。さらに、独禁法の運用は常に消費者利益と密接に結びつくとは限らないが、消費者運動がわが国の独禁政策の展開に果たした役割は大きく、今後どこまで消費者利益の確保につながるかが検討課題として提起されている。

次に大型店規制問題について、西元良行は、大店法の究極的目的は、「効率的」な大規模小売店の育成・促進によって「有効競争」を促進すること、大規模小売店を流通近代化の担い手として独占的生産構造に対応させる太いパイプの論理であるとし、中小商業との「調整」も、さらには「消費者の利益」も、その限りでのことにすぎないとしている。

1970年代後半以降の構造的不況と消費低迷下でも、大型の集中豪雨的な出店競争がとどまるところがなく、これに対して、中小小売業者から猛烈な反対運動がまきおき、ついに通産省は1981年10月に日本チェーンストア協会、都道府県知事に対して「大規模小売店舗の届け出の自粛」にかんする通達を出した。また、同じ年に「大型店問題懇談会」が設置され、1982年には、これは、①大型店の出店抑制策、②商業活動調整協議会の改善、③生協・農協の取扱い、④都市計画との関連、⑤中小小売商の振興策などを内容とする答申が出されるのである。

しかし、通産省の「出店自粛」通達以降も、中小零細商業の経営や商店街の破壊、さらには教育・非行問題等の発生にたいして、大店法改正に向けて商業団体や地域住民が立ち上がりつつあり、大型店規制問題は社会問題化、政治問題化されつつある。かくして、大型店進出問題は単に流通政策という範囲では処理しきれなくなり、都市政策としての流通政策が政策課題として提起されてくるのである。

#### 4. 都市・地域問題と流通政策

高度成長の過程で推進された流通近代化政策のもとで急成長した独占的小

売商業資本は、独占的産業資本に拮抗力をもつどころか、むしろ産業独占の大量生産・大量販売体制に支えられ、また、大型店の発展が産業独占の蓄積をうながすという相互依存の関係で展開したことは明らかである。こうした独占資本の成長と流通支配は、中小企業の系列支配ないしは排除という形で甚大な影響を与え、また、勤労消費者に対しても独占価格支配や製品差別化政策などによる収奪を強めている。こうした流通支配に対して、中小商業者の団体や消費者団体からの反独占の運動が、1973年のオイルショック以降とくに急速な盛り上がりを示していくのである。ところで、高度成長が破綻し、構造的不況に入ると、こうした対立がいっそうはげしくなり、大型店の進出は単に商品の流通・価格支配という範囲の問題だけでなく、地域問題、文化・教育問題、都市計画問題、さらには政治問題にまで拡大されていくのである。

さて、こうした段階での政府の流通政策も、独占支配に対する地域住民の運動・要求を包摂しつつ、新たな装いをもって展開することになる。また、流通理論においても片桐誠士が指摘するように、それまでの流通近代化論に対するアンチテーゼとしての「地域主義的流通論」が登場する。その代表的論者として、清成忠男の主張がとりあげられている。

すなわち、清原忠男はこれまでの流通革命論はゾルレンが先行し、現実の客観的分析に欠けていたとし、日本の流通機構の的確な事実認識が必要であるとし、その流通経路の複雑性と流通企業の大部分を占めている中小零細企業の役割についての見直しと評価を与えている。また、大規模小売店の出店調整問題では、競争政策、消費者保護政策、地域政策の三政策を統合する総合政策が必要であるとしている。こうした「地域主義的流通論」に対して片桐誠士は、西欧的な近代化を支えてきたこれまでの価値観に対して、地域という視座から批判し、地域ごとの社会、経済、文化を生かす、つまり、地域の自立性を貫くことによって、いわゆる近代化の再検討を試みたものであると指摘している。

ところで、本書では、柏尾昌哉が「都市政策と流通政策」において、今日

の都市・地域問題と流通政策との関連について論じている。まず、高度成長期の都市の無規制な自由膨張期は商業の世界においても自由奔放な活動期であり、結果的には大資本のための中小商業者の淘汰を内容とする流通再編成として流通近代化政策が機能した。そして過密が限度に達するまで非計画都市を膨張させたあげく、1968年に「都市計画法」が制定されるのであるが、この制定後も都市膨張は大資本主導型で活発につづけられ、都市の基本的な矛盾はさらに深化し、反独占の消費者運動や住民運動が本格化する。

とくに膨張をつづける新都市部分の開発において大規模小売資本がつねに核として位置づけられ、また、過密化した都心部の再開発の過程においても確実に大資本商業の拡張や進出が具体化するという形で進行した。そしてまた、流通システム化は中小商業をも広く包含した総合的立場に立つものと主張されたが、結果的には独占企業や大資本商業の流通支配をいっそう強化し、中小商業の従属化あるいは消滅をもたらし、住民生活や環境最優先を唱えた都市計画が、具体化の過程で資本の開発による資本機能優先の都市造りになっているのと軌を一にしており、流通システム化計画と都市計画が表裏一体となって遂行されたのである。

すなわち、都市政策も流通政策も、結果的には勤労大衆の生活や中小企業の活動における矛盾を慰撫しながら都市や流通の前進的解決へ志向しないまま独占企業の活動を合法的に推進する役割を果たしている。とはいえ、反独占に結集した住民運動の役割は、慰撫的な妥協策であるにせよ、独占企業の活動を制約し、生活環境の保全政策を具体化させる原動力である。政策対応も、今日では生活環境の整備を通じて相互信頼や共同精神を養成しつつ地域開発を推進しようという「地域コミュニティ政策」として打ち出されている。しかし、これとても、住民運動といかに妥協的調和を保ちつつ独占企業の活動路線をいかに推進するかという資本家イデオロギー支配の浸透をねらったものである。

結局のところ、勤労大衆の生活や環境を保全し向上させる自動的装置が現代の経済体制にはないのであるから、地域住民の生活と福祉を確立し、地域

の環境を確保し、地場の産業や商業の振興を実現する道は、住民運動の発展を基礎に、住民参加の都市自治や地方自治を確立していく以外にありえないとしている。

こうして、国家独占資本主義的流通政策じたいがもたらした深刻な矛盾を、糊塗しつつ、より深める方向で対応するのか、地域住民の主体的力量の蓄積を基礎に民主的転換をはかっていくのか、つばぜりあいの状態にあるといえよう。

## 5. 「80年代流通産業ビジョン」と流通政策の民主的転換の課題

「80年代の流通産業と政策の基本方向」（いわゆる80年代流通産業ビジョン）は、通産省の諮問機関である産業構造審議会流通部会と中小企業政策審議会小委員会との合同会議において、1982年10月より審議に入り、1983年12月23日に答申されたものである。この「80年代流通産業ビジョン」はこれまでみてきたように、構造的危機の深まりのもとで、独占資本の流通支配にとともなう、ますます深刻化する中小零細小売商の危機的状況と地域住民の生活・環境悪化と反独占運動の高まりの中で、新たな対応策として打ち出されたものである。この「80年代流通産業ビジョン」では、流通政策の基本方向として、例えば、「消費者ニーズの多様化への対応」、「活力ある多数としての中小企業の発展への支援」、「商業政策と都市政策との連携の強化——都市商業政策の推進」などが述べられており、さらに、流通近代化の新展開と共存共栄の道として、「経済的効率性と社会的有効性の調和」「一体感のある生活空間の形成——流通の『街並み化』」「自己革新の努力と共存共栄への道」などがかけられている。

ところで、本書『現代日本の流通政策』の出版が、この「80年代流通産業ビジョン」の発行と時期を同じくしたということもあって、このビジョンに対する全面的な検討は本書ではなされていないが、その基本的な性格づけについてはふれられている。まず岡村明達は「80年代流通ビジョン」も売り

手の側からみた消費ニーズの予測をもとにして消費者をきめ細かく収奪する経営戦略にすぎないとし、消費者サイドに立って、良質で安全な商品を流通させ、無駄と消費を避け、ニセブランドや誇大広告をなくすといった消費者の切実な要求に応えようとする姿勢はみられないと指摘している。また、西元良行は大型店規制問題にふれ、「80年代流通ビジョン」は、大型店問題の解決策については、現行の調整制度の基本理念に立ち、充実をはかる方向で、さらに検討が行われる必要があるとして、不正常な行政指導を継続する姿勢をとりながら結論を先送りする態度をとったとして、経団連はじめ財界よりの立場に立っていることを批判している。さらに、保田芳明は、今回のビジョンが1980年代日本の流通政策、とくに小売流通政策の枠組みないし基線を描くと思われるだけに大きな関心を寄せてきたとし、このビジョンが、たしかに、基本的には独占本位の流通近代化を推進する、いわば独占的流通ビジョンにはかならないが、流通上の諸矛盾を反映した下からの対抗運動によって、部分的・過渡的な調整が試みられているとしている。ここで指摘されているように、このビジョンが80年代流通政策の基線を描くものであるからには、これに対して、こんご全面的な批判的検討を加える必要があるであろう。

ところで、保田芳明の「流通政策の民主的転換の課題」では、こうした「80年代流通ビジョン」もふくむ独占的流通政策を、流通労働者、中小零細商人および消費大衆など圧倒的多数の国民の生活と営業と労働の諸条件を向上させる民主的流通政策へと転換させることなしには、流通諸問題の基本的な解決は困難という立場から、独占的流通政策に対置する民主的流通政策の理念と基本的な骨格を、小売流通政策に焦点をおいて考察している。

民主的流通政策の体系化をこころみるに当り、その手がかりとして現代日本の流通経済の現実の担い手である流通労働者の各単産からの諸要求や諸提言、中小小売商団体からの諸提言、および全国消費者大会の諸決議と諸要求を検討している。そして、これらの諸提言や諸要求は、必ずしも全面的ではないし、個々の論点では鋭い対立をのこしているものの、少なくとも現行の

独占的流通政策の全体ないし相当部分に不満と怒りを示すものであり、その民主的転換を求めていることを示している」と概括している。

こうした検討をふまえて、民主的流通政策の基本理念は、「現行の独占的流通政策のそれとは違って、流通主権を独占から国民・地域住民に置換し、独占の反社会的・反消費者的横暴を民主的に規制し、流通の現実的担い手である流通労働者、中小零細商人、流通協同組合員および勤労消費者大衆の生活と営業と労働の諸条件を向上・発展させること」にあるとしている。また、民主的流通政策の骨格は、民主的流通経済政策と民主的流通社会政策の有機的総合政策であるとし、民主的流通経済政策には、流通独占にたいする民主的規制、不公正取引の禁止、中小零細商業、協同組合流通の振興助成・組織化政策が含まれ、民主的流通社会政策には流通労働政策、小零細商人等にたいする保護政策、地域商業都市政策が含まれ、それぞれについてさらに具体的な政策要求項目が提示されている。

ところで、こうした流通政策の民主的転換をはかるためには、これを推進する主体形成が必要であり、これには全国レベル、地域レベルの流通民主化のための統一戦線と共闘体制の構築が不可欠であるとしている。

## 6. 若干の問題提起

以上、本書の主要な内容である日本における小売流通政策を中心とする国家独占資本主義的流通政策について、本書で解明された点の要点を紹介してきた。本書の編者が冒頭で述べているように「科学的な流通政策論といえるものはまだ存在しない」という今日の研究状況にあって、戦後日本の流通政策について、日本資本主義の展開過程との関連で、歴史的、多角的に分析し、流通政策論の体系化の基礎を築いたことは大きな意義を有するものである。本稿では、紙数も限られており、流通政策の国際的側面、農水産物の流通政策、それに西ドイツとフランスの商業政策については、その内容紹介を割愛せざるをえなかったが、流通政策論をこんご科学的に体系化していくためには、いずれも欠かすことのできない分野について分析した貴重な研究成

果である。そこで、本書を通読した読後感として、若干の問題提起を行うこととする。

まず第1に、岡村明達が本書の第1章の最後で「大型店紛争のなかで進んだ小売業者や住民から生活施設・準公共施設とみられるようになった小売業の性格を、使用価値視点から見直し説明することが必要であろう」という重要な指摘をしているが、この使用価値視点流通政策論の体系化にあたって、さらに重視される必要がある。小売業の役割はもとより、最近では独占資本と対抗する地域生活協同組合の組織と運動が高まりつつあるが、地域住民の生活のよりどころとなり、また、ここでは単に独占価格に反対するという価値視点だけでなく、商品の使用価値そのものを問題にし、独占に対する規制のみならず、より安全で健康的な商品を自らつくり出していく運動へと発展している。また、商品の生産過程を担っている中小企業や小生産者（農漁民）との間での使用価値視点を重視した産直運動も高まっている。さらに、流通労働組合のみならず、商品を生産・供給する産業労働組合も含めて、労働組合が資本の利潤追求を唯一の目標とする流通政策に対抗し、商品の供給と流通における社会的責任を追求できる使用価値視点を重視した政策提起をしようことが、流通民主化に向けて統一した運動を進める上での重要な課題であるといえよう。

また、こうした使用価値視点とも関連するが、第2に、保田芳明が第9章の最後に提起している「今後、小売流通政策とともに卸売流通政策、国際流通政策の民主的転換の課題を理論的・実践的に追求し深めることが不可欠となろう。」としている点である。第7章で市川信愛、宇野史郎が青果物と水産物の流通について、その中央卸売市場流通が流通過程への独占資本の進出のもとで歪められていく構造を解明している。わが国の産業構造は、巨大な独占企業が支配的な地位を占めているが、なお広汎な中小企業と零細な農・漁民が存在する。これらの中小企業と農漁民の供給する商品は、一般に、収集、仲継、分散という過程を経て末端消費者まで流通している。そして、収集、仲継、分散の各過程に、それぞれの機能を果たす流通主体が相互に関連

をもちながら多様な形態をとって存在している。とくに、農林水産物のばあい、収集過程において、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合など協同組合組織が重要な位置にある。国家独占資本主義的流通政策は、本書で解明されたように、小売流通政策だけでなく、収集過程、仲継過程に対しても独占支配を補強する方向で種々の政策を講じてきている。流通政策論の体系化にはこうした収集過程や仲継過程の流通政策の分析を不可欠といえよう。また、流通政策の国際的側面については、本書では中村雅秀がわが国の輸出主導型重化学工業化を基軸とする貿易政策について詳細な分析がなされている。そのばあい、加工貿易型産業構造を基盤に、国際的にも、国内的にも、日本の流通政策に対して重大な影響を及ぼしている総合商社の分析がとくに重要な位置を占めるように思われる。

第3は、流通政策の民主的転換の課題とかかわって、政治的民主主義と経済的民主主義との関連をどう深めていくかという問題である。この点は高度に発達した資本主義の政治革新の課題として、国際的な比較研究もいっそう必要な分野であると考えられる。本書では、大規模小売商の進出に対する規制問題を中心に、西ドイツの商業政策を鈴木武が、フランスの小売商業政策を白石善章が論じている。ここで、例えば大型店出店調整問題について、競争中立的立場をとる西ドイツとロワイエ法にみられるより民主的規制措置の強いフランスとの差は、政治的民主主義の成熟度のちがいに規定されているものと考えられる。日本のばあい1970年代に主要都市で革新自治体の形成がみられた。こうした政治的民主主義の前進のもとで、経済的民主主義はどこまで進みえたのか、また革新自治体のもとでとられた流通政策はいかなる内容を備えていたのか、これらの解明が民主的流通政策論を構築していくうえで、欠かせない課題であると考えられる。